

# 2019年度定員教育予算教育長交渉 とんでもない! 部活動指導手当引き下げに怒り爆発! 割り振り変更対象業務が新たに拡大!



道高教組札幌支部  
札幌市中央区大通西12丁目  
高等学校教職員センター3階)  
TEL 011-271-5875  
FAX 011-271-5895  
<https://koukyousosapporo.jimdo.com/>



1月11・18・25日と3回にわたって行われた2019年度定員教育予算交渉。雪のために交通網が乱れ交渉時間に間に合わなかった方が出た回数もありした。「国の動向」「他県の動向」「知事部局の動向」「人事委員会の勧告」等を口実に、独自の改善に足を踏み出そうとしない道教委に対して、理を尽くして交渉に臨みました。

## 1時間分の支給が、部活動指導手当

道教委は交渉直前に、昨年度の交渉で引き上げされたばかりの部活動指導手当を、4時間以上3600円から3時間以上2700円へと削減する提案を行いました。スポーツ庁などが示す休日の部活動の限度時間に合わせるというが提案理由でしたが、休日労働には割増賃金が発生する

### 2019年度定員・教育予算交渉の結果

- 部活動指導手当は「4時間3600円」から「3時間2700円」に引き下げる
  - 部活動指導手当  
1日の単価を3時間以上2,700円に引き下げる
  - ただし、2年間に限り、4時間以上指導業務を行った場合、3,600円を支給する経過措置を設ける
- 割り振り変更対象業務に「生徒の引率業務」「儀式的行事の業務、及びその事前準備業務」を追加する(13業務へ)
  - 「引率業務」は、部活動のほか、地域行事への参加、職場体験、大学や専門学校の説明会における引率業務などが含まれる
  - 「儀式的行事」は、入学式、卒業式、周年行事、開閉校式典やその事前準備業務などが含まれる。
- 次年度の人事異動の赴任旅費について、知事部局と連携しながら適切に対応していく。単身赴任手当の支給要件、緩和にむけ検討する
- 次年度より一般職非常勤の結婚休暇は定数内職員と同様5日に  
特別職非常勤の結婚休暇の新設、忌引休暇の適用範囲を拡大へ
- 障害を有する職員に対する早出遅出勤務と休憩時間の弾力的な設定を次年度導入に向け検討する

のが労働基準法の規定であることを考えても、部活動指導手当は安すぎます。2回目の交渉では、丸山稔札幌支部書記長の現場発言も交えながら追求しました。最終交渉では「アクションプランの見直しを予定している再来年度末までの2年間に限り、3600円を支給する経過措置を講ずる」と、一定の譲歩を示しましたが、到底納得できるものではありません。削減額が時給換算で900円に匹敵する額であることから、1時間や2時間からの支給要求することの正当性が増してきます。

た。支給額アップとともに、来年度の重点要求としていきたいと考えています。

臨時・非常勤職員の休暇制度の改善、障害のある職員の勤務の弾力的設定、単身赴任手当の支給要件の緩和、人事異動に伴う赴任旅費の特例扱いなど、私たちの要求と取り組みの成果が一定反映されました。

超過勤務解消に関わり、割り振り変更の対象業務を「生徒の引率業務」「入学式などの儀式的行事の業務」にも拡大させるなど前進を獲得しています。



12月15日、恒例の札幌支部大望会が高教組センターで開かれました。今年は昨年より若干参加者は減りましたが、青年部「ゆいまゝる北海道」派遣へのカンパを訴える場もあったり、新たな顔ぶれも増え、皆さんとの活発な交流ができました。今年は数年ぶりに札幌西高校を退職された三好先生によるマジックショーが復活し、ネタがわかってはなかなか真似できないマジックに挑戦させてもらいました。

また、今年も石狩南高校の村里先生の打ち蕎麦は好評で、大いに盛り上がった会となりました。参加者全員から高教組に対する「思い」も語られ、理想

の教育に近づくために来年はさらに高教組の運動を活発にした」との思いを強くしました。

また、その場で伏見支援学校の岡村先生の出身地山形の郷土料理「芋煮」の話題が盛り上がり、「是非食べたい」とロートル集団がおねだりしました。「それならここで作って皆さんで食べましょう」と快く聞き入れていただき、新年早々、1月7日に「芋煮会」を決定。米沢牛の出汁がよく利いた絶品の「芋煮」をたらふくごちそうになりました。岡村先生、お手伝いいただいた先生のお祖母さん、ありがとうございました。今年はいい年になると一同幸せな気分になりました。ごちそうさまでした。

## 大望年会・新年芋煮会 ごちそうごちそう!

2月11日の建国記念日に、「紀元節復活反対2・11道民集会」が、ライフォート札幌会場に350人の参加で開催されました。学習院法科大学院の青井未帆教授が、「憲法『改正』を考える」と題した講演で、憲法9条の改憲に執念を燃やす安倍首相が、憲法に自衛隊を明記しても現状と「1ミリも変わらない」と発言していることについて、「変わらない訳がない」として憲法上、いかなる意味を持つかを明快に説明しました。

日本国憲法には大日本帝国憲法下で存在した軍隊に関する規定がなくなったことから、防衛省や自衛隊は、特別扱いされない機関として発足せざるを得ませんでした。現在、憲法上に位置付けられている統治機構は「国会」「内閣」「裁判所」「会

計検査院」しかなく、多くの政府機関はそれらの下に位置付けられています。自衛隊も例外ではありません。しかし、憲法に自衛隊を書き込むことは、これまで、内閣の一機関である防衛省の下に位置付けられていた自衛隊に、「国会」「内閣」「裁判所」同列の位置を与えることになりません。すなわち、自衛隊に憲法上、特別扱いする根拠を与えることになり、憲法が統帥権をコントロールできなくなった戦前と同様の状態へと導くことを意味します。青井教授はどのように説明して、ワソと改ざんをくり返す安倍首相がきちんと国民に9条会見を説明するとは思えないと批判し、「私たちが力が試されています。ともにたたかきましょう」と呼びかけました。

## 紀元節復活反対2・11道民集会

# 憲法に自衛隊を書き込むことは?

【高教組札幌支部 闘争カンパのお礼】  
今年度も、昨年6月・12月の「期末・勤勉手当」の時期に、「闘争・平和カンパ」にご協力いただきありがとうございました。皆様から寄せられたカンパについては、秋から冬にかけて実施している「賃金・定員教育予算道教委交渉」交渉団費用や全教職員配布の支部機関紙「はばたき」の発行、あるいは原水禁世界大会・さっぽろ平和行動などの共闘・平和のとりくみなどに活用させていただきます。今後とも働きやすい職場づくりのために活動を広げていきます。引きつぎご協力をよろしくお願いいたします。

第18回さっぽろ〈子育て・教育〉市民フェスティバル2018【報告集】が完成しました。頒価200円「かかわりのわずらわしさを乗り越えて」ご希望の方は高教組札幌支部までお知らせください。011-272-5875

